

平成 25 年 第 3 回 臨時会

# 枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 25 年 10 月 29 日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

## 平成25年第3回臨時会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
竹内脩管理者開会のあいさつ	3
出席状況の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
報告第2号 専決事項の報告について	5
荒木秀隆枚方消防署長の提案理由の説明	5
議案第12号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び 費用弁償の特例に関する条例の制定について	6
議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定 について	6
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	6
田中久子議員の関連質問	8
給与減額措置にかかる大阪府の他市の状況について	
丹羽隆総務部長の答弁	8
前田富枝議員の関連質問	8
他の一部事務組合の給与減額措置について	
一部事務組合の給与制度について	
消防職員の給与について	
藤中明広消防次長の答弁	9
前田富枝議員の再質問	9
消防職員の給与についての確認	
千葉清司議員の関連質問	10
消防職員の給与の決定基準について	
給与減額措置について	
給与減額による職員の生活について	
給与減額による効果額について	
丹羽隆総務部長の答弁	10
田中久子議員の討論	11
前田富枝議員の討論	12
千葉清司議員の討論	13
議案第12号採決	14
議案第14号採決	15

竹内脩管理者閉会のあいさつ .....	15
山崎菊雄議長閉会のあいさつ .....	15
閉会（午前10時47分） .....	16

平成 25 年 10 月 29 日（火）

平成 25 年 第 3 回 臨時会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

# 平成25年第3回枚方寝屋川消防組合議会臨時会会議録

平成25年10月29日（火）

## 出席議員（16名）

1番	井川 晃一	7番	田中 久子	13番	前田 富枝
2番	石村 淳子	8番	千葉 清司	14番	宮本 正一
3番	岡林 薫	9番	野々下 重夫	15番	村上 順一
4番	北川 光昭	10番	野村 生代	16番	山崎 菊雄
5番	木村 亮太	11番	福留 利光		
6番	高橋 伸介	12番	藤田 幸久		

## 地方自治法第121条による出席者

管理者	竹内 脩	枚方消防署長	荒木 秀隆
副管理者	馬場 好弘	枚方東消防署長	角石 信宏
副管理者	奥野 章	寝屋川消防署長	分林 新吾
会計管理者	福井 宏志	総務部 参事	古川 昌純
消防長	岡本 治康	警防部 参事	宮崎 洋道
消防次長	藤中 明広	予防部 参事	幸 徹
消防次長兼警防部長	古川 逸郎	枚方市市民安全部長	佐藤 伸彦
総務部長	丹羽 隆	寝屋川市理事兼危機管理監	
予防部長	山本 秀行		久本 歩

## 事務局職員出席者

事務局長 総務管理課長補佐 足立 隆儀

## 議 事 日 程（平成25年10月29日 午前10時00分開会）

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 |         | 会期の決定について  |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 専決事項の報告について                                      |
| 日程第 3 | 議案第12号  | 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第14号  | 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定について                 |

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

(午前10時00分)

○議長（山崎菊雄君） おはようございます。

本日は、枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、平成25年第3回枚方寝屋川消防組合議会臨時会を開会いたします。

最初に、管理者のあいさつをお受けします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） おはようございます。

本日は平成25年第3回枚方寝屋川消防組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、ご多用の中、早朝よりご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から消防行政の運営にあたりまして、ご理解とご協力を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

先日の台風26号による伊豆大島の大規模な土石流災害では、数多くの家屋が損壊し、多くの尊い人命が奪われる甚大な被害となり、今なお安否が不明の方々の捜索が続けられています。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、1日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

今後も、地球温暖化の影響に伴い、台風や集中豪雨などの自然災害の発生の増加が予測される中、市や消防団との連携の下、行政として危機管理への対応をしっかりと進めながら、防災や減災対策に取り組んでまいります。

さて、平成25年度の地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与減額措置を踏まえ、国から地方公務員への給与減額の臨時対応についての要請がなされるとともに、地方交付税につきましても、給与の削減を前提とした削減が行われており、消防費の基準財政需要額の単位費用も減額されています。

そうした中で、この度の国の要請に対しては様々な思いや考えがありますが、消防組合と構成両市との間で協議を重ねた結果、消防組合独自の取り組みとしまして、本年11月1日から本消防職員の給与の減額措置を講じることが必要であると判断いたしましたことから、臨時会を開催させていただいたものでございます。

そのため、本日は、消防組合管理者及び副管理者の報酬並びに消防職員の給与の特例に関する2つの条例制定の議案を提案させていただき、また、併せて専決事項の報

告もさせていただいておりますので、何とぞ、よろしくご審議の上、ご可決、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、労働基本権の制約を受けている消防職員の給与制度の在り方につきましては、国や構成市等の制度を踏まえ、また、消防職という特殊性も考慮しながら、より一層の適正化に向け、消防組合と構成市との間で検証、検討していきたいと考えております。

今後も、理事者と消防職員が一丸となりまして、安全・安心なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 管理者のあいさつが終わりました。

次に、議員の出席状況の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） ご報告申し上げます。

本日の会議のただいまの出席議員は16名、全員出席でございます。

○議長（山崎菊雄君） ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。

8番 千葉議員、9番 野々下議員、

以上のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

次に、事務局長より議事日程の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 報告第2号 専決事項の報告について

日程第3 議案第12号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について

日程第4 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定について

以上です。

○議長（山崎菊雄君） ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。



それでは初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎菊雄君) 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第2号 専決事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。荒木枚方消防署長。

○枚方消防署長(荒木秀隆君) ただいま、上程いただきました報告第2号 専決事項の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書2ページをお開き願います。

この度の事故につきましては、交通事故事案に出動しました枚方消防署川越救急小隊が、枚方市高田2丁目15番64号付近で当該現場を確認するため、隊員2人が下車した後に発生させたものでございます。

事故の概要につきまして、残された機関員が、指令課への無線連絡のため、助手席側に設置されている無線機を取ろうとした際、ブレーキを踏み込んでいた右足が緩んだことから、救急車が前進し、信号待ちで停車していた乗用車に接触し、リアバンパー左側及び左側フェンダーを損傷させたものでございます。

事故の原因につきましては、救急車のギアをパーキングに入れる等の確実な停車措置を行なわなかったことにより発生した事故であります。

損害賠償につきましては、平成25年9月30日に示談が整い、当方側にすべて過失があることから、43万1,097円を相手方の中村泰憲氏に対して支払ったものでございます。

参考資料としまして、3ページに物件損害に関する承諾書、4ページに事故現場の付近見取図等を添付しておりますのでご参照ください。

ご迷惑をおかけいたしました関係者に深くお詫び申し上げます。

事故後直ちに、同様の事故が発生しないように、全職員に対し確実な停車措置の徹

底を指導したところであり、今後も安全運転研修などを通じて職員の意識啓発を行い、交通事故の防止に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第2 報告第2号 専決事項の報告についてを終結いたします。

次に、日程第3 議案第12号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について、日程第4 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま、上程いただきました議案第12号及び議案第14号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定の趣旨でございますが、平成24年2月29日に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立し、国家公務員においては、平成24年4月から平均7.8%の給与削減が実施されているところです。

また、特例法附則第12条において、地方公務員の給与については、地方公務員法及び特例法の趣旨を踏まえ、自主的かつ適切に対応することが定められました。

構成市である寝屋川市におきましては、平成24年8月から24か月間の給与減額措置が実施され、枚方市におきましても、先の定例会において、平成25年11月から6か月間の給与減額に係る特別措置条例が可決成立し、即日公布されたところです。

こうしたことから、消防組合といたしましても構成両市との間で協議を重ねてきました結果、消防組合独自の取り組みとしまして、消防組合管理者及び副管理者の報酬並びに消防職員の給与を減ずる特例条例を制定するものでございます。

それでは、議案第12号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の6ページをお開きください。

第1条は、条例の趣旨として、組合管理者、組合副管理者及び組合副管理者（副市長）の報酬に関し、本条例の特例を定めるものでございます。

第2条では、組合管理者、組合副管理者及び組合副管理者（副市長）の報酬の額の特例として、本条例の施行日から平成26年4月30日までの間、組合管理者については100分の20の削減、組合副管理者につきましても100分の20の削減、組合副管理者（副市長）につきましても100分の15を削減するものでございます。

附則につきましても、施行日を本条例の公布の日の属する月の翌月の初日とすることから、実際には平成25年11月1日から施行し、平成26年4月30日までの6か月の期間の適用となるものでございます。

次に、議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、追加議案書2ページをお開きください。

第2条は、枚方寝屋川消防組合消防職員の給与に関する特例について定めるものでございます。

まず、第1項は給料月額につきまして、職員の区分に応じて、2級以下の職員については100分の4.77、3級から6級の職員については100分の7.77、7級以上の職員については100分の9.77を削減するものでございます。

第2項は、各手当の額につきまして規定しておりまして、管理職手当については一律100分の10を削減し、地域手当については減額後の給料及び管理職手当の月額により算出するものでございます。

第3項におきましては、勤務1時間当たりの給与額につきましても、職務の級の区分に応じた給料月額の引き下げに合わせ減額するものでございます。

第4項は、同条例附則第5項の適用を受ける職員に対する読み替え規定でございます。

次に、第3条は、枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の特例について、また、第4条は、枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の特例について定めるものでございまして、それぞれの条文におきまして、育児休業取得者及び介護休暇取得者の給与減額に係る時間単価の減額について規定したものでございます。

第5条は、この条例の規定により減額する際の端数処理を規定したものでございます。

第6条は、委任規定でございます。

最後に附則といたしまして、施行日を本条例の公布の日の属する月の翌月の初日とすることから、実際には平成25年11月1日から施行され、平成26年4月30日までの6か月の期間の適用となるものでございます。

なお、本条例の制定による削減効果額は約1億2千700万円で、一人当たりの平均削減額は約15万5千円でございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。田中議員。

○7番（田中久子君） 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例について質問させていただきます。

1回目の質問でございますが、職員の給与減額措置について、給与減額措置に係る大阪府の他市の取り組み状況についてお伺いします。

○議長（山崎菊雄君） 答弁を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 田中議員の質問にお答えいたします。

大阪府内の取り組み状況についてお答え申し上げます。10月1日現在の総務省が行った実施状況調査によりますと、府下43団体中、国と同水準の給与抑制措置を実施済みが4団体、国の要請を踏まえた給与減額施行済みが13団体、実施予定または協議中が7団体、検討中または今後検討するが9団体、実施予定なしが10団体となっております。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。よろしいですか。

他にありませんか。前田議員。

○13番（前田富枝君） ただいま上程されました議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例について質問させていただきます。

今回の給与減額措置は、消防組合独自の取り組みとして消防職員の給与を減ずることですが、なぜ独自の取り組みとして行う必要があるのか疑問です。そこで大阪府内の一部事務組合である消防本部について3点ほどお聞きします。

他の一部事務組合において、構成市とは異なる給与減額措置を実施しておられるところがあるのでしょうか。

また、給与制度はどの構成市に、つまり、管理者市に準拠されているのかどうか。

最後に、消防職員の給与について、国では何らかの考え方や方針が示されているとは思いますが、どう認識されているのか。

プロパー職員である総務担当の消防次長にお伺いいたします。

○議長（山崎菊雄君） 答弁を求めます。藤中消防次長。

○消防次長（藤中明広君） 本消防組合以外に大阪府内にあります3つの消防組合の給与制度につきましては、守口市門真市消防組合は管理者市の守口市に、柏原羽曳野藤井寺消防組合は管理者市の柏原市にそれぞれ完全準拠されていることから、今回の給与減額も同様に実施されています。

また、泉州南消防組合は、本年4月に広域化が実施された関係から、新規採用者は管理者市の泉佐野市の制度で運用し、在職者は暫定的な措置としまして、職員が広域化される前に属していた市の取り扱いとし、平成27年度以降、管理者市である泉佐野市の給与制度に準拠するよう改正事務が進められているところであり、給与減額についても同様な取り扱いとされています。

次に、消防職員の給与につきましては、従前から、消防職務の危険度や勤務の特殊性を踏まえれば、適切な給与水準を確保するためには、国の公安職俸給表に準じた特別給料表を適用することといった国からの指導方針が示されており、平成18年の給与構造改革の際にも改めて各消防本部等に通知されています。

このことにつきましては、職務・職責等に応じた給与体系へと構造改革される中で、大多数の消防職員が退職まで下位の階級にとどまることから、災害現場で勤務する消防組織の階級制度等の特性を踏まえたものとなっております。

以上でございます。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。前田議員。

○13番（前田富枝君） 消防次長のご答弁によりますと、大阪府内の一部事務組合の給与制度は、枚方寝屋川消防組合を除き管理者市の制度に準拠されており、今回のような給与削減についても管理者市に準拠されているということです。

また、消防職員の給与に対する国の考えは、消防という特殊性の観点から、それ相応の給与水準を確保するために、公安職俸給表を導入する必要性があることも、十二分に理解することができました。

今回の議案につきましては、組合全体に関わる問題ですので、理解はさせていただきますが、この間の経緯を踏まえて私の中で思うところについて、後ほど討論の中でさせ

て頂くといたしまして、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長（山崎菊雄君） 他に質疑はありませんか。千葉議員。

○8番（千葉清司君） 議案第14号、枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例における職員の給与減額措置について、4点お伺いいたします。

まず、初めに、そもそも、本消防組合の消防職員の給与については、これまでどのような基準に基づいて決定されてきたのか。

次に、今回、どのようなプロセスを経た上で、職員の給与を減額すべきとお考えに至ったのか。その趣旨を問います。

3点目として、職員の給与は生活給であるため、これを減額することは、即、各職員の生計を直撃することとなります。こうした事実について、どのようにお考えなのかお伺いします。

最後に、今回の職員の給与減額による効果額として、1億2千7百万円を見込んでおられるとのことですが、この1億2千7百万円をどのように使われるのかにつきましてお聞かせください。

以上、4点にわたってのご質問とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 答弁を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 職員の給与減額措置について、お答えします。

まず、地方公務員の給与決定の原則としましては、地方公務員法において、その職務と責任に応じたものであるとともに、国や他の地方公共団体の職員の給与及び民間事業の従事者の給与等を考慮して定めなければならないとされております。この考えのもと、本消防組合では、これまでから国の制度や人事院勧告等を踏まえた上で、その都度、構成両市と協議を行い、給与改定を行ってきたところです。

次に、2点目のご質問の、今回、職員の給与を減額することとなった考えでございますが、本消防組合は歳入の95%を構成両市からの負担金で占めておりますことから、現に構成両市の平成25年度地方交付税が減額された中で、両市の財政状況等を勘案し、検討を重ねた結果、消防組合独自の措置としまして、給与の減額措置を講じる必要があると判断したところでございます。

次に、3点目のご質問の、職員の給与を減額することで職員の生計に大きな影響を及ぼすことにつきましては、十分に認識しているところでありますが、2点目のご質問でお答えさせていただきましており、構成両市の給与減額措置の実施状況を踏ま

えまして、本消防組合におきましても、実施するものでございます。なお、給与の減額につきましては、今年の1月に総務大臣通知により、国から地方公共団体への実施要請があった時点から、各職員には十分説明もいたしてきたところです。

最後に、今回の給与減額措置による効果額の使途でございますが、平成25年12月定例会におきまして、補正予算案を上程させていただき、構成両市の負担金の減額措置を行う予定でございます。

本消防組合では、国からの要請だけでなく、引き続き、行財政改革をしっかりと進めながら、枚方市・寝屋川市両市民が安全で安心して暮らせる街づくりのため、より一層の防災減災対策に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論については、議案番号、議案名を述べてから討論して下さい。

これより討論を行います。田中議員。

○7番（田中久子君） 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定について反対討論を行います。

本議案は、国の特例法に基づく国家公務員の給与減額措置及び構成両市の同措置の実施状況を踏まえ、消防職員の給与を減額しようとするものです。

第一に国に準拠する問題についてです。国家公務員の給与は労使合意なしに、昨年4月から来年の3月までの2年間、削減すると決め実施しています。現在、国家公務員の労働組合などが、憲法違反の賃金引き下げに対して訴訟を起こしており、国の給与削減の正当性が問われています。

地方公務員の給与については、今年1月28日付けで、総務大臣通知により、各地方公共団体は、国に準じた給与減額支給措置を講ずるよう要請がありましたが、自治体の職員の給与が国家公務員と同じでなければならないという法的な根拠はありません。まして、国が地方交付税を使って強要することは、地方交付税の性格を歪め、地方自治を蹂躪するものです。

第二に、消防職員の給与を決める上で、その前提となる構成両市での給与決定につ

いてです。地方公務員の給与、労働条件は、労使合意に基づき議会の議決を経て決定されるものです。しかし、寝屋川市では労使合意なしに昨年8月から2年間、一方的に給与が削減されたものです。消防職員の給与削減の前提を崩す、構成市での労使合意なしの給与削減は重大な問題があります。それを消防職員にまで広げることは容認できません。

第三に、消防職員の給与、労働条件についてです。火災はもちろん、地震や台風などの災害から、市民の安全を守る上で、消防職員の果たす役割は極めて大きいものがあります。消防職員がその役割を果たすためには、それに見合った給与、労働条件が必要です。この点からも今回の給与削減は大きな問題です。しかも、枚方市、寝屋川市の給与削減率が違う中、削減幅の大きい寝屋川市に合わせるものとなっていることも問題です。職員労働組合がなく給与について交渉できない消防職員へのしわ寄せは容認できません。

第四に、地方公務員の給与と市民生活についてです。

地方公務員の給与は市民生活の水準を決める上で大きな影響をもたらします。給与の削減は年金や最低賃金などにも大きな影響を与えます。デフレ不況の脱却のためにも賃金の引き上げや雇用の改善が切実に求められています。これに逆行する給与の引下げは容認できません。

以上で討論といたします。

○議長（山崎菊雄君） 他にありませんか。前田議員。

○13番（前田富枝君） 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例について討論をさせていただきます。

私はこれまで、給与制度に関しては、一貫して消防力の向上と消防職員の処遇改善を進め職員の士気の高揚を図っていただきたいと、この消防組合議会でも様々な質問や要望をさせていただき、最近では平成22年第1回定例会でも、公安職の給料表の導入を強く要望させていただきました。

それから3年半の月日が流れましたが、それに向けた取組みは一向に進展する気配すらなく、それどころか今回のような職員の給料の厳しい減額を行うことに強い憤りを感じています。

消防組合では、これまで厳しい財政状況が続く中、職員数の削減や人件費の縮減に真摯に取り組んでこられたことは本当に頭の下がる思いです。



しかし、今回は国からの要請を受けていることや、構成市の実施状況等を勘案されての苦渋の選択であったのではないかと、私なりに感じております。その点におきましては一定の評価をさせていただきたいと考えておりますし、今回の給与減額措置については、涙ながらに決断されたことと思っておりますので、職員の皆様に敬意を表して賛成とさせていただきますが、このような職員の士気の低下に繋がる給与の減額は、今回限りにはさせていただきたいと強く思っております。

冒頭、管理者のごあいさつの中で、消防職員の給与制度のあり方については、消防組合と構成市の間で検証、検討していきたいとおっしゃいました。管理者がそうおっしゃるのなら、一刻を争う火災や救急現場で、市民を守るため日々活躍されている消防職員の方々が、自らの命を懸けて働けるだけの対価であると言える給与制度を構築するための検討の場を早急に設け、消防組合、枚方市、寝屋川市の三者がしっかり協議させていただきたいと思っております。そのためにも、管理者であります枚方市長がイニシアチブをとり、しっかりと構成市間の調整をすべきだと思います。

最後に、私なりの意見を述べさせていただきますが、大阪府内の消防組合がそうであるように、枚方寝屋川消防組合の給与制度も、管理者市である枚方市に準拠すべきですし、給料表については、国が示す指導方針に基づいて、公安職俸給表を導入すべきであると強く考えます。

このことは、今回の給与削減措置が、国の要請に基づくものであるとするならば、国が示している公安職俸給表の適用をした上でなら、とてもよく分かる話です。今回敢えて、もう一度強く、竹内管理者と馬場副管理者の大いなる決断、勇気ある決断を切実にお願いすることを意見といたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山崎菊雄君） 他にありませんか。千葉議員。

○8番（千葉清司君） 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の討論をいたします。

先ほど、丹羽総務部長からご答弁をいただきましたが、私の受け止め方については、極めて抽象且つ他力本願に等しいご答弁を賜りましたが、そもそも私は、職員の給与は、低いよりも高い方が良いというのが、私の一貫した賃金に対する持論であります。

今回の給与減額につきましては、地方交付税が減額されたことに伴う特別措置といえども、職員の給与をカットするという安易な考え方で行うものでは断じてありません。その前に徹底した内部努力、すなわち日々の恒久的な行財政改革の断行が最優先

されるべきです。

言うまでもなく、私達働く労働者、働く者は、賃金は生活給であります。それだけに非常に尊いものであって、地方交付税削減のために職員の給与を減額するという名目でやるべきではない。このことの断言をこの場でしておきます。

先ほど、前田議員の討論にもありましたように、特に消防職員は枚方、寝屋川65万人の命と財産を守り体を張って職務に精励しています。であるならば、給与を減額することは、まさにその職務の士気を低下させる結果にもなるのではないのでしょうか。

従いまして、縷々申し上げたとおり、消防職員の給与を上げるための日々のあらゆる努力を積み重ね、給与の原資を捻出することによって生活を保障し、さらに、あらゆる圧力に左右されることなく、構成両市が主体性を持って、すべての事業展開をされることを、特にこの場で切望しておきます。

よってこの提案は、管理者の責任とその実効性に乏しく、働く消防職員に一方的に犠牲を転嫁するものであり、到底受け入れられるものではないことを明言し、反対の討論といたします。以上。

○議長（山崎菊雄君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより2案件それぞれについて採決いたします。

議案第12号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。反対の意見がありますので、採決の方法は起立により決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件を採決いたします。原案に賛成の議員の起立を求めます。起立多数であります。よって、議案第14号 枚方寝屋川消防組合

消防職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決することにしたします。

これをもちまして、本日の臨時会に付議されました案件はすべて終わりました。閉会に際し、管理者からあいさつをお受けします。

竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） 閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、平成25年第3回枚方寝屋川消防組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては何かとお忙しい中ご出席いただきまして、また提案させていただきました案件について、ご可決を賜り厚くお礼申し上げます。

特に、消防職員の給与の特例条例の議案につきましては、議会当日での撤回と新たな提案となりましたことにつきまして、議員の皆様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますとともに、ご理解、ご了承を賜りましたことを、厚くお礼申し上げます。冒頭の挨拶でも申し上げましたように、今後、消防職員の給与制度につきましては、本日、議員の皆様からいただきましたご意見を踏まえながら、消防組合と構成市との間でしっかりと検証、検討していきたいと考えております。

今後も引き続き、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努め、より一層信頼される消防組合を目指し、組織一丸となって取り組んで参りますので、議員各位におかれましては、これまでと変わらぬご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（山崎菊雄君） 管理者のあいさつが終わりました。それでは、私からも閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき、また、各議案について慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。厳しい暑さが終わるとともに、朝晩の寒さが増して参りました。議員各位におかれましても、また、理事者各位におかれましても、健康に十分留意していただき、お過ごしいただきますよう高い席からではございますが、ごあいさつ申し上げまして、本日の会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

（午前10時47分 閉会）

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成25年10月29日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 山崎 菊雄

枚方寝屋川消防組合議会

議員 千葉 清司

枚方寝屋川消防組合議会

議員 野々下 重夫